

東かがわ市基準点を設置しました

基準点とは

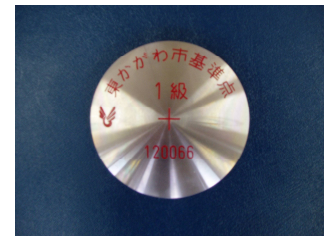


土地の位置、建物の位置を特定したい・・・。
このような場合に緯度、経度、標高という3つの数値を使えば、地球上でのその位置を表すことができます。この3つの数値のことを座標値といい、この座標値が予め定められている点を基準点といいます。
土地の境界や広さを測量したり、地図を作ったり、道路などの公共施設の位置を定めるときにも基準点が利用されます。

東かがわ市基準点

市では、基準点及び境界標の管理に関する条例を制定したのにあわせて、測量法に規定する世界測地系という世界共通の座標系に基づく基準点を市内全域に設置いたしました。現在、写真のような1級基準点を60点、2・3級基準点を約600点設置しております。

この基準点を使って測量することにより、公共測量その他あらゆる測量が、同一座標系で可能となり、測量精度の飛躍的な向上、測量期間の短縮、経費の節減が図られます。



基準点標の保全のお願い

基準点は、皆様の土地などを管理していく上で非常に重要なものです。基準点の保全にご協力をお願いします。同様に、皆様の土地の境界標識(プレート、鋸、杭など)も保全、管理してください。

東かがわ市基準点標の使用などの手続き

次の場合は、市に申請していただくことになります。

現地で基準点を使用して測量する場合

予め市に使用承認申請書を提出していただきます。

基準点設置場所の土地管理者は様々であり、基準点の精度を保つため、また使用時のトラブルを防ぐために、市が事前に土地管理者との調整を図ります。

基準点標付近で工事を行う場合

たとえば・・・

基準点標が工事などに支障があって一時撤去や移設しなければならない場合

基準点標付近でそれより深く掘削する場合など

基準点の保全に影響を及ぼすおそれのある工事については、設置した基準点標が亡失したり位置が替わったりしないよう、工事を施工する方から予め市に届出をしていただきます。

基準点の効用確認または復元、移設にかかる経費は施工者の負担になります。

詳細や申請様式につきましては、[市ホームページ](#) [行政ガイド](#) [行政関係、例規集](#)
「[基準点及び境界標の管理に関する条例](#)」
「[基準点及び境界標の管理に関する条例施行規則](#)」
をご覧ください。